

碧南市三代住宅建設等促進補助金

<定義>

- ・ **子** 子世帯の世帯主又はその配偶者
- ・ **子世帯** 子と18歳以下の子どもが同居している世帯
- ・ **親** 子の父母又は祖父母
- ・ **親世帯** 親を構成員とする世帯
- ・ **三代同居** 親世帯及び子世帯が市内の同一棟の住宅（分譲マンションは同一住戸）の新築、リフォーム又は購入に伴い住むこと
- ・ **三代移住同居** 市外からの転入による三代同居
- ・ **三代近居** 市外に住所を有する親世帯又は子世帯（子のみ含む）が住宅の新築又は購入に伴い市内に転入し、親世帯及び子世帯で別々の住宅で住むこと
- ・ **リフォーム** 三代同居のために行う住宅等の工事で、次のいずれか
 - ・ 調理室、浴室、便所及び玄関のうち2以上の増設又は改修工事
 - ・ 既存の住宅等の同一棟の増築又は一部の改築を行う工事（10㎡超に限る。）

<申請共通条件>

- ☐ 三代同居・近居補助申請日時点で子世帯が18歳以下の子どもと同居している
- ☐ 工事完了後（分譲住宅は契約後）1年以内に三代同居・近居を開始し、交付申請書を提出すること
- ☐ 三代同居・近居を開始してから継続して3年間以上三代同居・近居をすること
- ☐ 居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であること
- ☐ 補助対象の工事費・購入費が100万円以上であること
- ☐ 申請者が所有する住宅である
- ☐ 補助対象住宅は、賃貸住宅でないこと
- ☐ 購入の場合、申請者とその配偶者の三親等内の血族が所有する住宅でないこと
- ☐ 申請者は市税を完納している
- ☐ 親世帯・子世帯全員が暴力団員でない
- ☐ 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅などである

<三代同居（新築・購入〔40万円〕・リフォーム〔20万円〕個別条件>

- ☐ 三代が同居するために住宅の新築、購入又はリフォームすること（中古住宅も対象）

<三代移住同居（新築・購入〔60万円〕・リフォーム〔30万円〕個別条件>

- ☐ 親世帯又は子世帯（子のみ含む）のいずれかが補助対象住宅の取得日の前1年以上継続して市外で居住し、かつ、補助対象住宅の新築又は取得に伴い市内に転入すること

<三代近居（新築・購入〔10万円〕）個別条件>

- ☐ 新たに三代が近居するために住宅の新築又は購入すること（中古住宅も対象）
- ☐ 親世帯又は子世帯（子のみ含む）のいずれかが補助対象住宅の取得日の前1年以上継続して市外で居住し、かつ、補助対象住宅の新築又は取得に伴い市内に転入すること